県営緑が丘アパート (1号棟) リフレッシュ (機械設備) 工事

数量公開に関する説明書

- 1 入札時積算数量書は、入札公告の添付資料であり、工事請負契約書別記第1条に定める 設計図書ではありません。よって、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約 締結後における工事の施工を義務付けるものではありません。
- 2 入札時積算数量書の内容に疑義のある場合は、設計図書に対する質問書と区別し、「公開 数量に関する意見書」(以下、「意見書」という。)を盛岡広域振興局土木部建築住宅室住宅 課まで提出してください。
- 3 意見書の宛名は、盛岡広域振興局長としてください。
- 4 意見書を提出する場合は、その根拠となる資料を添付してください。 また、意見書の内容は、入札時積算数量書に記載された内容についてのみ対象とします。
- 5 意見書の提出は、入札公告の期間(設計図書に対する質問書の受付期間)内に行ってく ださい。
- 6 意見書の内容等によっては、追加資料の提出を求める場合があります。
- 7 工事請負契約の締結後において、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができます。
- 8 7の協議を行う場合は、積算数量に疑義が生じた後、直ちに協議を求めるものとします。 ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることはでき ません。
- 9 7の協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとします。ただし、入札時積算数量書 の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示され た項目を除く。)を除きます。
- 10 7の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとします。

11 契約後の設計図書の変更に伴う協議は、従前どおり契約書及び設計図書に定めるところにより行うものとします。

(補足:用語の定義)

	,
入札時積算数量書	発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準
	(平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号)第 4 に定める「公共建
	築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、
	中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて
	示す書面 (電磁的記録に記録されたものを含む。) をいう。
積算数量	工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基
	づき発注者が算出した数量をいう。
数量基準	公共建築工事積算基準第5(3)に定める「公共建築数量積算基
	準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
工事費内訳書	「特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般
	競争入札実施要領(平成 19 年 6 月 22 日付総務第 318 号)」、「条件
	付一般競争入札実施要領(平成19年6月6日付総務第233号)」又
	は「指名競争入札実施要領(平成 19 年 6 月 21 日付総務第 299 号)」
	に基づき入札参加者が作成する工事費内訳書をいう。